

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第82号 岩国市子ども・子育て会議条例

議案第87号 岩国市玖珂あいあいセンター条例の一部を改正する条例

以上2議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

議案第82号 岩国市子ども・子育て会議条例の審査におきまして

委員中から、「子ども・子育て会議の委員の公募枠は、何人を考えているのか」

との質疑があり、 当局から、「委員については、国・県を参考に、

子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、

市長が必要と認める者という構成にし、定員は15名であり、

公募枠は、そのうち1名を予定している」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「もとになる法律は、

健全な子供を育てるための法律であり、条例であるから、

岩国市の将来を担う子供たちにどう育ててほしいのかを考えていく会議の

公募枠が1名というの少ないのではないか」また、

「公募というのは、限られた人の中から誰かを選ぶということではなく、

無尽蔵の中から、質の高い斬新な意見を持つ人を選ぶことにより、

オープンにやるんだという市の姿勢を前面に打ち出すべきではないか」、

「1名と決めて公募するのではなく、適切な人がいたら割合をふやすような

弾力的な運用をすべきではないか」との意見があり

当局から、「子ども・子育て会議は、子供を育てる環境を

よりよくするための会議であり、公募にあたっては1名ということではなくて、

若干名ということとしたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。